

監理業務標準委託契約約款及び 監理業務共通仕様書について

公益社団法人土木学会 建設マネジメント委員会 副委員長 まつもと 松本 なおや 直也

1. はじめに

公共土木事業においては、調査設計業務では国土交通省の通達による「公共土木設計業務等標準委託契約約款」、工事では中央建設業審議会が決定した「公共工事標準請負契約約款」が一般的には用いられている。一方、設計・施工一括発注方式、CM方式など多様な入札・契約方式の試行及び本格導入が行われてきているが、対応する標準契約約款が無いため発注者が個々に契約書を作成している状況にある。新たな方式に適用する契約書を発注者が作成する負担を軽減し、その普及に資するため、土木学会(建設マネジメント委員会)において多様な入札・契約方式に対応した標準契約約款を制定することとし、その第一弾として「設計・施工一括発注方式」を対象として、「公共土木設計施工標準請負契約約款」を制定し、2014年12月に公表した。

これに続き、2016年7月にCM方式を対象とした「監理業務標準委託契約約款」(以下、「本約款」という。)及び「監理業務共通仕様書」(以下、「本共通仕様書」という。)を制定、公表した。また、2017年7月に、公共工事標準請負契約約款が改正されたことに伴い同年10月に本約款についても一部改正を行っている。

本稿では本約款及び本共通仕様書の制定の経緯や主な特徴などを紹介する。これらは「利用の手引き」とともに土木学会のホームページ¹⁾からダウンロードできるとともに、土木学会から解説書²⁾が出版されているので、参考にしていただきたい。

2. 策定体制と経緯

土木学会建設マネジメント委員会では、標準契約約款を策定するために契約約款企画小委員会と契約約款制定小委員会の2つの小委員会を設置している。このうち、契約約款企画小委員会(小澤一雅小委員長)において標準契約約款の原案を作成し、公共事業の発注者、受注者及び第三者の立場の委員で構成する契約約款制定小委員会(福田昌史小委員長)において、その案を審議し、決定している(図-1)。

本約款、本共通仕様書の制定の経緯は次のとおりである。

- ① 契約約款企画小委員会(小澤一雅小委員長)において、2012年度より検討を行い、原案を作成した。
- ② 契約約款制定小委員会の審議は3回(2015年7月21日、11月6日、2016年3月4日)行われ、「監理業務標準委託契約約款(案)」及び「監

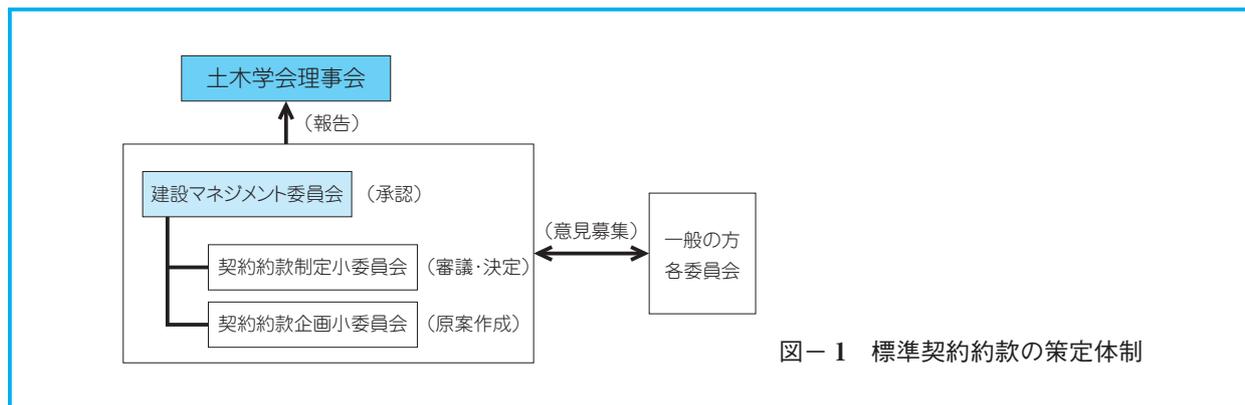


図-1 標準契約約款の策定体制

理業務共通仕様書（案）」及び「利用の手引き（案）」を決定した。さらに、建設マネジメント委員会の承認を得た。

- ③ 2016年4月3日～5月10日に一般からの意見募集（パブリックコメント）を行い、2者から合計で10項目の意見が提出された。
- ④ パブリックコメントで提出された意見に対する対応案、「監理業務標準委託契約約款」、「監理業務共通仕様書」、「利用の手引き」の修正案について、契約約款制定小委員会の確認及び建設マネジメント委員会の承認を得て、7月22日付で決定した。
- ⑤ 2016年7月27日より、ホームページにおいて公開している。

3. 監理業務について

「監理業務」という用語は、CM（コンストラクションマネジメント）を日本語で表現したものである。本約款及び本共通仕様書はCM方式のうちピュア型を対象とし、監理業務を「民間企業等が公共土木事業を実施する行政機関の側に立ち委託者・発注者の業務の代行又は支援を行うこと」の意味で使っている。

日本の公共土木事業において、本格的にCM方式の導入が提起されたのは1990年代以降であり、建設省の試行導入にはじまり、東日本大震災の復旧復興事業における活用などを経て、多様な方式が検討され、すでに多くの実施事例がある。

CM方式の事例については、国土交通省においては「地方公共団体等におけるCM方式活用事例集」³⁾、土木学会建設マネジメント委員会では主催行事で発表されたCM方式の事例に関する資料⁴⁾がいずれもホームページで公表されているので参考にしていきたい。

4. 監理業務の契約図書

監理業務の契約図書は、約款、共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書、質問回答書で構成される。このうち、約款と共通仕様書については監理業務を委託する場合に共通的に使用できる標準図書として学会で整備したものである。一方、特記仕様書以下については個々の業務ごとに監理業務委託者が作成することになる。

本約款及び本共通仕様書の主な特徴は次のとおりである。

(1) 監理業務標準委託契約約款

① 準委任契約

公共土木事業で用いられる標準的な契約約款は、民法の典型契約^{注1)}としては請負契約に相当するが、監理業務は、委託者である行政機関等の職員が行う業務を監理業務受託者が職員に代わって処理するものであるため、本約款は準委任契約に相当するものとしている。

注1) 請負契約（民法632条）：請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事

の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

委任契約（民法 643 条）：委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

準委任契約（民法 656 条）：この節（注：第 10 節委任）の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。

このため、本約款においては一般的な請負契約とは次の点で異なる扱いを行っている。

- 1) 調査・設計業務における調査報告書・設計成果物、工事における工事目的物に相当する「業務の成果物」に関する規定を設けていない。なお、契約の履行の確認ができるように、監理業務受託者は監理業務委託者に履行の報告を行うことを規定している。
- 2) 「業務の成果物」が無い場合、瑕疵担保責任及び著作権に関する規定を設けていない。
- 3) 請負契約では、部分払において一般的には出来高相当額の一部（例えば 1/10）の支払いを留保することができるが、監理業務では、検査により履行が確認されると過払いの可能性がないため、支払いを一定率留保できる規定を設けていない。

② 監理業務計画書の提出

工事の施工計画書、測量・調査・設計等業務の業務計画書の提出は一般に仕様書に規定されているが、監理業務は委託者である行政機関が行う行為と密接に関連するため、受託者が契約を履行するための計画を予め知っておく必要性が高いことから、監理業務計画書の提出を本約款で義務付けている。

③ 業務委託料

監理業務の業務委託料が主として技術者の人件費と考えられることから、支払いに関しては部分払を原則とし前払金に関する条項を設けていない。また、同じ理由でスライド条項も設けていない。

なお、業務開始時期の準備費用の多寡などによって前払金が必要と判断される場合、複数年契約となり物価の変動等による契約金額の変動が大きいと判断される場合などは、必要な条項を付加す

ることとしている。

(2) 監理業務共通仕様書

本共通仕様書は、次のとおり 4 章 60 条で構成している。このうち、第 1 章は監理業務の具体的な内容にかかわらず共通に適用される事項、第 2 章～第 4 章は監理業務で実施される業務内容を規定している。

第 1 章 共通編（第 1 条～第 11 条）

第 2 章 事業監理

【事業計画】（第 12 条～第 21 条）

【入札契約事務】（第 22 条～第 28 条）

【用地補償関係】（第 29 条～第 31 条）

第 3 章 契約監理

【契約監理全般】（第 32 条～第 34 条）

【測量・調査・設計業務等の契約監理】（第 35 条～第 45 条）

【工事の契約監理】（第 46 条～第 58 条）

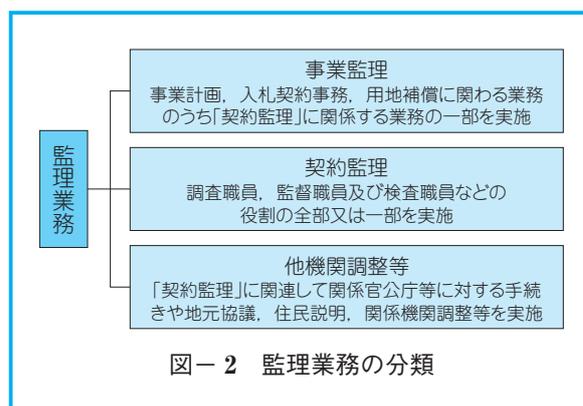
【測量・調査・設計者間又は工事請負者間調整】（第 59 条）

第 4 章 他機関調整等（第 60 条）

① 監理業務の内容

監理業務は、「事業監理」、「契約監理」、「他機関調整等」に大別される（図－2）。

監理業務の中核となるのは「契約監理」である。監督補助、検査補助など従来の発注者支援業務は職員の補助的業務にとどまっているが、ここでは法令^{注2)}に行政機関以外のものに監督及び検査を委託することができると明示されていることを根拠として、行政機関の職員が担っている委託業務



図－2 監理業務の分類

や工事の調査職員, 監督職員及び検査職員などの役割の全部又は一部を監理業務受託者が実施できることとしている。なお, 予算執行に係る行為などは委託できず行政機関自らが行うこととしている。

注2) 会計法第29条の11第5項, 予算決算及び会計令第101条の8, 地方自治法施行令第167条の15第4項

「事業監理」及び「他機関調整等」は, 契約監理に関連する業務の一部を実施するもので, 事業監理では「事業計画」, 「入札契約事務」, 「用地補償」に関わる業務, 「他機関調整等」では関係官公庁等に対する手続きや地元協議, 関係機関調整などを実施するものである。これらの業務における行政機関の役割は法律行為に当たるものが多いため, 委託できる範囲は行政機関の支援にとどめている。

以上の基本に基づき, 本共通仕様書では監理業務の委託範囲をできるだけ幅広く規定しているが, 実際に監理業務を委託する際には, 行政機関の判断で必要な条項を取捨選択することとしている。

② 監理業務における指示等のパターン

監理業務を実施する際には, 関係者間で指示や協議, 承諾などの行為が行われる。これらの行為をまとめて「指示等」と表現しているが, 監理業

務委託者と受託者の責任と権限を明確にするために, 「指示等のパターン」を契約図書に示しておく必要がある。本共通仕様書では, 「契約監理」において行政機関が委任する権限の範囲を次の3つのパターンから選択し, 特記仕様書に明示することとしている (図-3)。

【パターン1】 業務者(監理業務受託者の技術者)が, 自ら検討・判断した指示や交渉・調整等の事項について, 業務者が直接, 測量・調査・設計者又は工事請負者へ指示等を行い, その後, 結果を委託者・発注者に報告する。

【パターン2】 業務者が, 自ら検討・判断した指示や交渉・調整等の事項について, 委託者・発注者に事前の承諾を得たのち, 業務者が直接, 測量・調査・設計者又は工事請負者へ指示等を行う。

【パターン3】 業務者が, 委託者・発注者より指示された指示等の事項, 又は監理業務委託者から指示された交渉・調整事項について, 測量・調査・設計者又は工事請負者へ指示等を行う。

③ 監理業務特記仕様書の記載事項

本共通仕様書の次の条項では, 個々の監理業務において委託者が特記仕様書に記載することを規定している。

1) 「事業監理」又は「他機関調整等」の対象

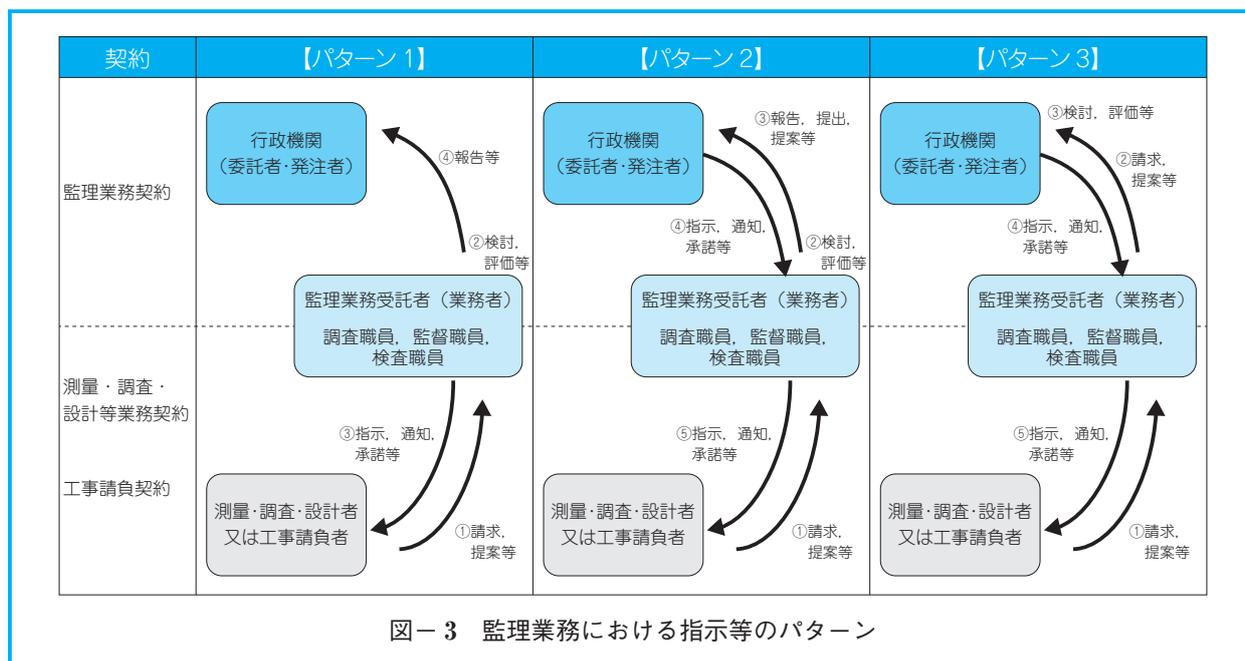


図-3 監理業務における指示等のパターン

- となる業務、「契約監理」の対象となる測量・調査・設計等業務又は工事の契約及びそれらの契約における業務の範囲と内容（第3条）
- 2) 用地補償手続きに関する業務の支援における具体的な業務項目、実施方法及び権限の範囲（第29条）
 - 3) 「契約監理」の対象となる測量・調査・設計等業務又は工事において業務者が担う調査職員、監督職員又は検査職員の役割（第32条第2項）
 - 4) 「契約監理」の対象となる測量・調査・設計等業務又は工事の件名・予算規模等（第32条第4項）
 - 5) 「契約監理」における測量・調査・設計者又は工事請負者への指示等のパターン（第33条）（前述）
 - 6) 工事の監督において使用する基準（第49条）

5. 監理業務標準委託契約約款の改正

本約款では監理業務に特有の条項を除き、委託者と受託者の契約上の権利・義務関係については公共土木事業において一般的に適用されている標準契約約款の記述を踏襲している。

2017年7月25日に開催された中央建設業審議会で建設約款の改正が審議され、公共工事標準請負契約約款については同日付で「社会保険加入促進」及び「契約解除に伴う違約金条項」に係る改正が行われた。

これに伴い、2017年10月に本約款についても「契約解除に伴う違約金条項」について同様の改正を行い、ホームページに公表している。

6. おわりに

2014年6月に改正・施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、「発注者の

責務」として、第21条に「発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。（以下略）」と定められ、翌年1月に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」においては、「外部からの支援体制の活用」としてCM方式が例示されている。

また、国土交通省に設置された建設産業政策会議が2017年7月に公表した「建設産業政策2017+10」における主な施策の一つに「地方公共団体や個人発注者等における発注体制の補完」があり、具体的には「CM方式について、発注者が利用しやすい仕組みを創設」、「発注関係事務の民間委託に関するガイドラインの策定（委託が可能な範囲や官民の適切な責任分担のあり方等）」が示されている。

このような法整備や行政施策の展開により、今後わが国の公共事業においてもCM方式の一層の活用が図られるものと思われる。本約款及び本共通仕様書がその促進に貢献できることを願うものである。

【参考】

- 1) (公社) 土木学会建設マネジメント委員会 HP
<http://committees.jsce.or.jp/cmc/taxonomy/term/17>
- 2) (公社) 土木学会：2016年制定 監理業務標準委託契約約款・監理業務共通仕様書の解説，2017年3月
- 3) 国土交通省 HP
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000119.html
- 4) (公社) 土木学会建設マネジメント委員会 HP
2009年度第1回公共調達シンポジウム
<http://committees.jsce.or.jp/cmc/node/27>
復興事業マネジメントに関する講演会
<http://committees.jsce.or.jp/cmc/node/91>
2015年度第7回公共調達シンポジウム
<http://committees.jsce.or.jp/cmc/node/105>